

質問第二八号

在沖米軍の訓練水域及び空域縮小による漁場確保等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年六月九日

喜納昌吉

参議院議長 千景殿

在沖米軍の訓練水域及び空域縮小による漁場確保等に関する質問主意書

沖縄県の周辺には長年、在日米軍地位協定に基づき、在沖米軍用の訓練水域及び空域が設定されてきた。そのうち、名護市辺野古沖合に設置されている「ホテル・ホテル訓練水域及び空域」については、その中の東経一二九度から辺野古寄りの海域がマグロの漁場として漁民の間でよく知られているところであるが、漁業を行うことが禁止されている。

そこで、以下質問する。

- 一、「ホテル・ホテル訓練水域及び空域」の一部を返還し、漁民の漁場として解放することはできないか。
- 二、平成八年四月一日には、辺野古東方約四〇キロ付近に設置された名護漁協のパヤオ周辺で操業していた漁船が、米軍の訓練に遭遇し、危険な状態が生じた。漁民の安全操業の確保を在沖米軍に徹底させることが必要と考えるがいかがか。

- 三、現在、沖縄の周辺に設置されている在沖米軍の訓練水域や訓練空域の返還・縮小を求める考えがあるか。あれば、その具体策を示されたい。逆にその考えがない場合は、その理由は何か。

右質問する。

